



秋田県公報

目 次

告 示

町及び字の区域並びにその名称の変更(三九・市町村課)

平成十四年度クリーニング師試験の実施(四〇・生活衛生課)

大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(四二、四二・商工業振興課)

公有水面の埋立に關する工事のしゅん功認可(四三・秋田建設事務所)

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定(脳血管研究センター)

土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本総合農林事務所)

特定調達契約に係る落札者の決定(管財課)

特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件

告 示

秋田県告示第三十九号

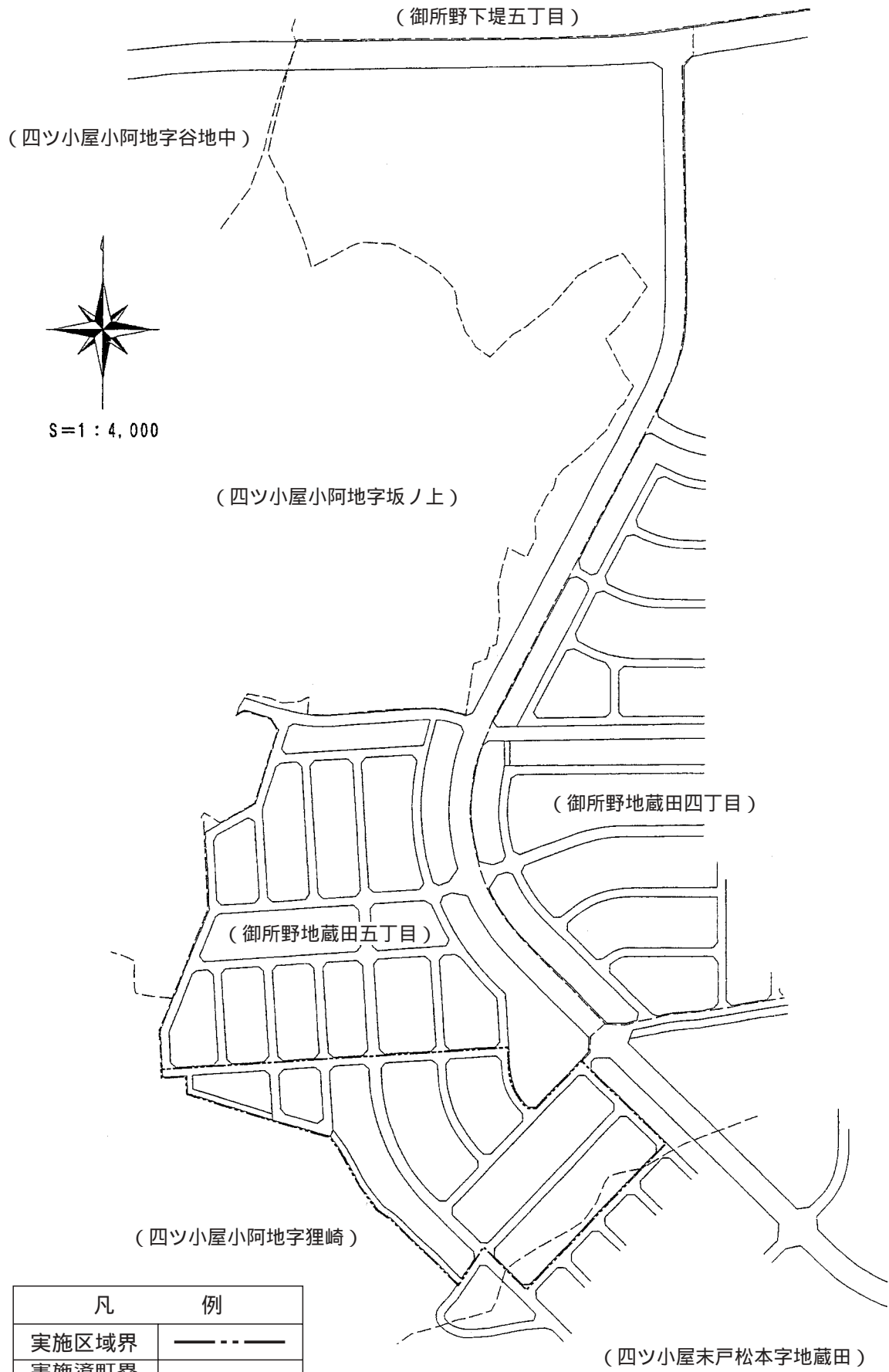
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、秋田市の区域内の別図(一)に示す町及び字の区域並びにその名称を別図(二)に示すとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、平成十五年二月一日から効力を生ずるものとする。

平成十五年一月二十一日

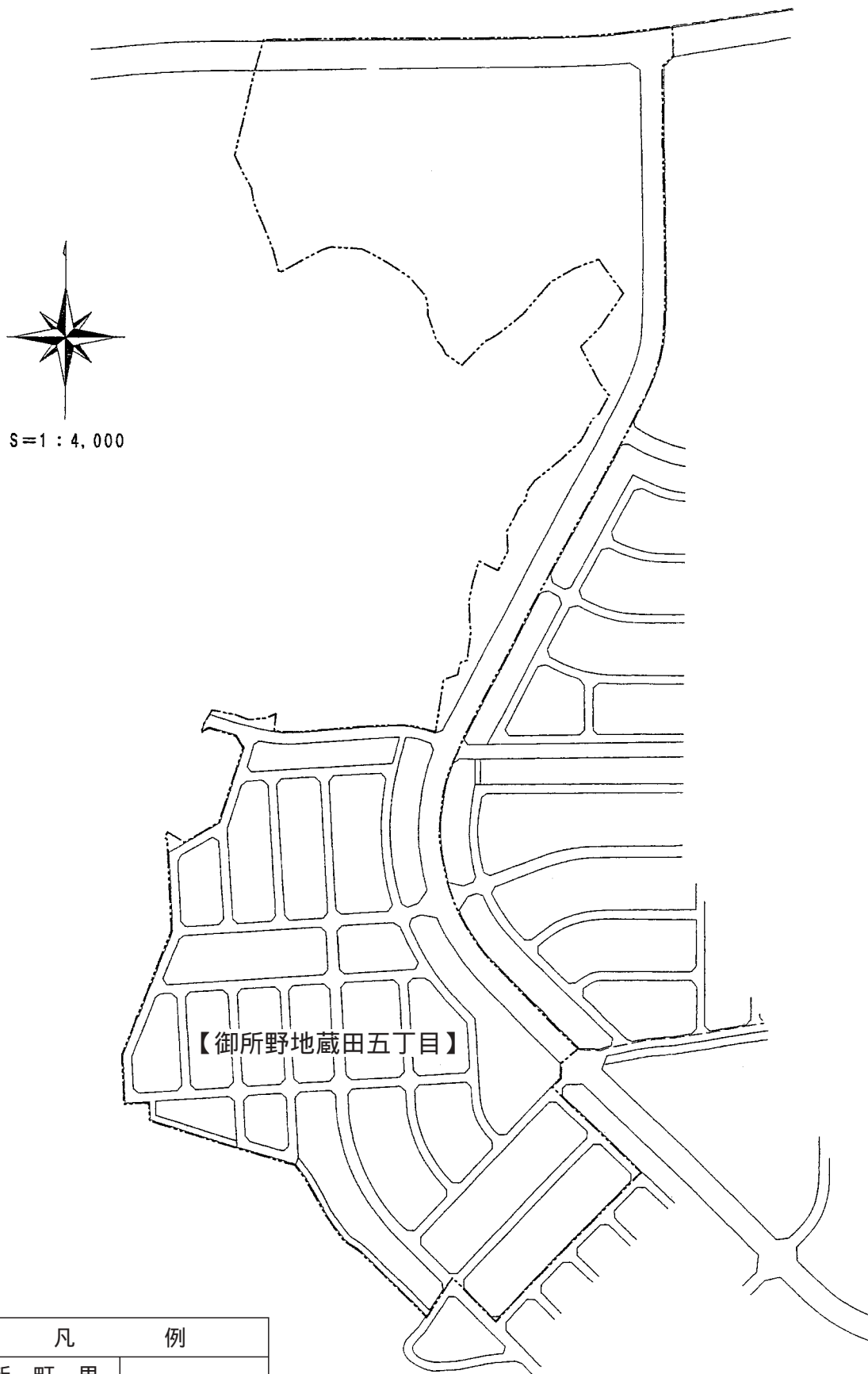
秋田県知事 寺 田 典 城

別図(一)



凡	例
実施区域界	— · · —
実施済町界 及び旧字界	— — —
実施済町名 及び旧字名	()

別図(二)



凡	例
新 町 界	— · · · —
新 町 名	【 】

秋田県告示第四十号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条第一項の規定により、次のとおり平成十四年度クリーニング師試験を実施するので、クリーニング業法施行細則(昭和三十一年秋田県規則第六号)第五条の規定に基づき、公告する。

平成十五年一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 試験の日時及び場所

(一) 日時 平成十五年三月四日(火)午前十時

(二) 場所 秋田市千秋矢留町一番十九号 秋田県環衛会館

二 試験科目

(一) 衛生法規に関する知識

(二) 公衆衛生に関する知識

(三) 洗濯物の処理に関する知識及び技能

三 試験資格

(一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者

(二) 旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百八十八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

四 受験申込みに必要な書類

(一) 受験願書 一通

(二) 添付書類

(1) 受験資格を有する者であることを証する書類(最終学校の卒業証明書又は受験資格を証する書類) 一通

(2) 写真(手札形とし、出願前六月以内に正面で撮影したもの) 一枚

(3) 履歴書 一通

五 受験願書用紙の交付

(一) 期間及び時間

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除き、平成十五年一月二十八日(火)から二月五日(水)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

郵送による交付を希望する者は、住所、氏名及び郵便番号を記載した返信用封筒(洋四型)に八十円切手を貼付したものを同封し、生活環境文化部生活衛生課

へ申し込むこと。

(二) 場所

生活環境文化部生活衛生課又は県健康福祉センター

六 受験願書の受付

(一) 期間及び時間

県の休日を除き、平成十五年一月三十日(木)から二月十日(月)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

(二) 場所

居住地を管轄する県健康福祉センター(秋田市又は県外に居住する者については、南秋田郡昭和町乱橋字古開百七十二番地「秋田県秋田中央健康福祉センター」)で受け付ける。

郵送の場合は、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書在中」と朱書すること。

七 受験手数料

(一) 額 一万円

(二) 納付方法

受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。

八 合格者の発表

平成十五年三月十一日(火)に秋田県庁正面広告板及び県健康福祉センター掲示板に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

九 試験についての問い合わせ先

生活環境文化部生活衛生課(〇一八 八六〇 一五九二)又は県健康福祉センター

秋田県告示第四十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

男鹿ショッピングセンター

男鹿市脇本脇本字石館十六外

二 男鹿市長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

男鹿市役所 観光商工課

(二) 縦覧期間

平成十五年一月二十一日から同年二月二十一日まで

秋田県告示第四十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したため、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年一月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ新西目店

由利郡西目町沼田字新道下千百十一外

二 西目町長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

西目町役場 産業課

(二) 縦覧期間

平成十五年一月二十一日から同年二月二十一日まで

秋田県告示第四十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功認可をしたため、同条第二項の規定に基づき、

告示する。

平成十五年一月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 埋立工事しゅん功認可の日 平成十五年一月十日

二 埋立免許を受けた者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 飯田川町

(一) 住所 南秋田郡飯田川町下蛇川字八ツ口七十番地

(二) 代表者の氏名 飯田川町長 小 玉 久 男

三 埋立免許を受けた場所及び面積

(一) 場所 南秋田郡飯田川町下蛇川字上谷地百六十七番地の内

(二) 面積 一万七千八百八十九・八五平方メートル

四 埋立免許の日及び番号 平成三年一月二十三日 指令河 一千二十八

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市町村名 飯田川町

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一條の規定により、公示する。

平成十五年一月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 落札に係る物品の名称及び数量

コンピューテッドラジオグラフィシステム 一式

同システム保守業務 五年間分

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

秋田県立脳血管研究センター事務局総務管理班 秋田市千秋久保田町六番十号

三 落札者を決定した日

平成十四年十二月二十四日

四 落札者の住所及び名称

秋田市保戸野中町一番十七号 株式会社大塚商店

五 落札金額

六千五百八十三万五千円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

平成十四年十一月十二日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員(の退任及び就任)の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 能代市常盤本郷土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名

能代市常盤字町辺九十二番地

七十七番地

百一十二番地

八十七番地

百五十四番地

五十番地

百三番地

槐字四日市三番地

二十五番地の一

三十九番地

五番地

就任理事の住所及び氏名

能代市常盤字町辺九十二番地

七十七番地

百一十二番地

八十七番地

百五十四番地

五十番地

百三番地

槐字四日市三番地

二十五番地の一

三十九番地

五番地

山本郡藤里町藤琴土地改良区

退任理事の住所及び氏名

山本郡藤里町藤琴字中荒川十六番地

五番地

三十九番地

退任理事の住所及び氏名

山本郡藤里町藤琴字中荒川十六番地

五番地

幸坂 幹雄

渡辺 博

幸坂 登

飯坂 鉄幸

鈴木 信芳

高山 勇蔵

小林 正人

佐々木 重春

佐藤 富美男

佐藤 雄喜

佐藤 義博

幸坂 幹雄

渡辺 博

幸坂 登

飯坂 鉄幸

鈴木 信芳

高山 勇蔵

小林 正人

佐々木 重春

佐藤 富美男

佐藤 雄喜

佐藤 義博

山本郡藤里町藤琴字中荒川十六番地

五番地

三十九番地

退任理事の住所及び氏名

山本郡藤里町藤琴字中荒川十六番地

五番地

退任理事の住所及び氏名

山本郡藤里町藤琴字中荒川十六番地

五番地

田代孝彦

山本郡藤里町藤琴字三ツ谷脇七十四の三番地

字藤琴十二番地

大沢字館の下四十二番地

字藤台百二十二の一番地

藤琴字家の後一番地

字藤琴二百七番地

大沢字藤台百二十番地

百二十四番地

八番地

就任理事の住所及び氏名

山本郡藤里町藤琴字中荒川十六番地

字藤琴十二番地

大沢字館の下四十二番地

字藤台百二十番地

藤琴字藤琴二百七番地

大沢字藤台百二十二の一番地

藤琴字藤琴家の後一番地

大沢字藤台百番地

百二十四番地

百二十九番地

就任監事の住所及び氏名

山本郡藤里町藤琴字三ツ谷脇七十四の三番地

福司 稔

伊藤 礼二

細田 治男

石岡 吉徳

荒川 好徳

淡路 龍美

淡路 欣一

細田 聡

福司 稔

福司 稔

福司 稔

福司 稔

福司 稔

福司 稔

福司 稔

福司 稔

福司 稔

福司 稔

福司 稔

福司 稔

福司 稔

福司 稔

福司 稔

福司 稔

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定により、公示する。
平成十五年一月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 落札に係る物品の名称及び数量

超高周波物性・デバイス評価装置 一式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

落札者を決定した日

平成十四年十二月十七日

落札者の名称及び住所

落札者の名称及び住所

- (六) アンリツ株式会社東北支店
仙台市青葉区一番町二丁目三番二十号
落札金額
五千八百九十三万二千六百十五円
- (五) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
平成十四年十一月一日
- (四) 落札に係る物品の名称及び数量
除雪トラック(七トン級) 一台
- (三) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十四年十二月二十日
- (二) 落札者の名称及び住所
東北日産ディーゼル株式会社秋田販売本社
秋田市寺内字蛭根八十五番十四号
落札金額
千九百七十四万円
- (一) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
平成十四年十一月二十二日
- (七) 落札に係る物品の名称及び数量
除雪グレーダ(四メートル級) 一台
- (六) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十四年十二月二十日
- (五) 落札者の名称及び住所
コマツ秋田株式会社
秋田市川尻大川町九番四十八号
落札金額
二千二百五十万五千五百円
- (四) 契約の相手方を決定した手続

- (七) 一般競争入札
一般競争入札の公告を行った日
平成十四年十一月二十二日
- (六) 落札に係る物品の名称及び数量
小型四輪貨物自動車 九台
- (五) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十四年十二月二十日
- (四) 落札者の名称及び住所
日産プリンス秋田販売株式会社
秋田市保戸野千代田町六番二号
落札金額
千五万四千八百円
- (三) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
平成十四年十一月二十二日
- (二) 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条第一項の規定により、公告する。
平成十五年一月二十一日
- (一) 入札に付する事項
一 購入物品名及び数量
電子計算組織 五式
購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
納入期限
平成十五年三月二十五日(火)
納入場所
県が指定する場所
二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

秋田県知事 寺田典城

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年一月二十一日(火)から同年二月十三日(木)までの期間、随時交付する。

(三) 入札及び開札の日時及び場所

平成十五年二月十九日(水)午前十一時 秋田県庁地下一階管財課入札室

(四) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

平成十五年二月十九日(水)午前十時五十五分 (一)に掲げる場所

(五) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

四 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならない。ただし、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第百七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札保証金の納付を免除される者

次のア又はイの書類を平成十五年二月十四日(金)午後三時までに(三)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。

なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完

全な説明をしなければならない。

ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類

イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

(4) 契約保証金の納付を免除される者

(3)アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。

(三) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(四) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(五) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。ただし、落札となるべき同値の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(六) 契約書作成の要否 要

(七) その他 詳細は、入札説明書による。

五 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : Personal computer 5 sets

2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 19 February, 2003

3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条第一項の規定により、公告する。

平成十五年一月二十一日

一 入札に付する事項

秋田県知事 寺田典城

- (一) 購入物品名及び購入予定数量
 広報紙「県政だより あきた新時代」(年十二回発行予定)
 三百三十二万八千部(八ページ)及び百六十六万四千部(十六ページ)総ページ数五千三百二十四万八千ページ
- (二) 購入物品の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 契約期間
 契約日から平成十六年二月二十七日(金)まで
- (四) 納入場所
 県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (一) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 秋田県の休日を含め、平成十五年三月三十一日(火)から同年三月三日(月)規定する県の休日を除き、平成十五年一月二十一日(火)から同年三月三日(月)までの期間、随時交付する。
- (三) 入札及び開札の日時及び場所
 平成十五年三月七日(金) 午前十一時 秋田県庁地下一階管財課入札室
- (四) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所
 平成十五年三月七日(金) 午前十時五十五分 (一)に掲げる場所
- (五) 入札の方法
 入札金額は、一ページ当たりの単価とする。
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるとき又は当該金額が一円未満であるときは小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 四 その他
- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨

- (二) 日本語及び日本国通貨
- (一) 入札保証金及び契約保証金
 入札保証金
- (1) 入札者は、見積もった金額に総ページ数を乗じて得た額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならない。ただし、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。
- (2) 契約保証金
 落札者は、契約金額に総ページ数を乗じて得た額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (3) 入札保証金の納付を免除される者
 次のア又はイの書類を平成十五年三月四日(火)午後三時まで(一)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。
 なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。
 ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類
 イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書
- (4) 契約保証金の納付を免除される者
 (3)アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。
- (三) 提出書類等
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (四) 入札の無効
 規則第六十六条に規定するところによる。
- (五) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (七)(六) 契約書作成の要否 要
 その他

五 詳細は、入札説明書に示す。
概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Public Relations Bulletin of Akita Prefectural Government " Akita-Shinjidai "
- 2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 7 March , 2003
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division , Bureau of Treasury , Akita Prefectural Government , 4 - 1 - 1 Sanno , Akita City , Akita Prefecture 010-8570 , Japan TEL 018-860-2738

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(862)八七六六 F A X (863)〇〇〇五
 E-mail:matsubara@matsubaranatsus.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原印刷社

